

# 福祉ニーズのある被告人はどの程度存在するか —名古屋地方裁判所本庁における刑事裁判傍聴調査の結果—

発表者：藤原 正範（日本福祉大学）

湯原 悦子（日本福祉大学）

掛川 直之（立教大学）

金子 毅司（新潟医療福祉大学）

キーワード：刑事裁判・被告人・福祉ニーズ

## 1. 背景

刑事裁判を傍聴した福祉系学部の学生の多くが「事件を起こす前に被告人を何とか支援できなかったのか」という感想を持つ。2022年改正刑法により拘禁刑が導入され、矯正における改善指導の側面がより重視される傾向にある。2023年3月、日本弁護士連合会（以下、日弁連）は弁護人が障害のある被告人等の弁護活動に社会福祉士等の支援を受けたとき同会会費より一定の支出を行う規程を制定し、同年4月からその運用を始めた。

## 2. 目的

刑事裁判を集中的に傍聴し、その裁判において福祉ニーズのある被告人がどの程度存在し、その中身が何か、それが刑事裁判の審理でどの程度取り上げられるかを明らかにする。

## 3. 方法

名古屋地方裁判所本庁の刑事裁判（単独審）の公判（新件・審理・判決）を本研究グループの研修を受けた調査員が傍聴し、定型記録用紙に必要事項を記入する方法で情報を収集した。傍聴期間は、2023年1月16日から同年3月31日まで（第1次）、同年6月5日から9月29日まで（第2次）である。本調査は本研究グループが株式会社サーベイリサーチセンターに委託し、同社がこの活動のため適格性があると考えられる調査員を採用したものである。調査員は13名で、必ず1つの公判廷に2名の調査員を配置した。本研究は日本福祉大学の研究倫理審査において承認されている（23-039-03）

## 4. 結果

裁判開始から判決まですべてを傍聴できたのは被告人105人である。うち公判廷において検察官・弁護人・証人・被告人・裁判官のいずれかが言葉にした「福祉ニーズ」は、「住居なし」14人、生活困窮（生活保護・借金を含む）23人、身体疾患・障害9人、精神疾患・障害19人、依存13人、孤独8人、家族の問題7人であった。弁護側の情状証人は39人、うち家族・親族35人、雇主等2人、福祉専門職は1人、その他1人であった。

## 5. 考察

刑事裁判は被告人の罪を裁く場であり、その人となりを明らかにする目的はない。刑事司法において被告人の立ち直りが意識される流れの中で、本研究結果は日弁連の新制度をより良く活用するための一資料となりうる。本研究はJSPS科研費23K20661による。